



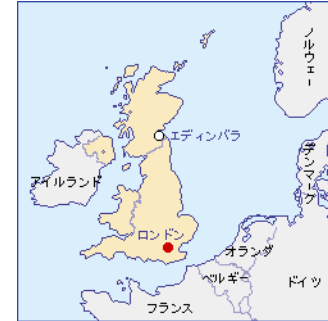
日英包括的経済連携協定(日英EPA)



2024年12月
外務省

概要

- EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定。
- 日EU・EPAにおける英国市場へのアクセスを維持。鉄道車両・自動車部品等一部品目で英国市場へのアクセスを改善。日本市場へのアクセスについて、基本的に日EU・EPAの内容を維持。
- 電子商取引、金融サービス等の一部分野では、より先進的かつハイレベルなルールを規定。



意義

- 本協定の締結により、日EU・EPAの下で日本が得ていた利益を継続し、日系企業のビジネスの継続性を確保。高い水準の規律の下で、日英間の貿易・投資の更なる促進につながる。

〈経緯〉

2019年2月 1日：日EU・EPA発効
 2020年1月31日：英国のEU離脱
 6月 9日：交渉開始
 9月11日：大筋合意
 10月23日：署名
 12月 4日：国会承認
 2021年1月 1日：発効

発効後の進捗

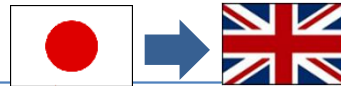
- 2021年1月に発効後、新型コロナの影響はありつつも、大部分の物品の貿易は拡大傾向。
- 保護の対象となる地理的表示(GI)について追加のための附属書改正を実施(2024年2月に日本側で38件、英側で37件、同12月に双方39件追加)。現在、全体で214件の地理的表示(GI)を保護。
- 2024年7月、女性の経済的エンパワメントを促進する取組として、英国政府主催女性経営者セミナーを実施。
- 2022年2月、本協定の下で第一回合同委員会(共同議長：林外務大臣、トレブリアン国際貿易大臣)を開催。2023年10月、同第二回合同委員会(共同議長：上川外務大臣、ベイデノック・ビジネス貿易大臣)を開催。(注：英側の主管省庁が国際貿易省からビジネス貿易省に改組されたことにより、英側の大臣の役職名が変更)
- 13分野の専門委員会・作業部会を事務レベルで着実に実施。

(注：合同委員会の下に設置され、次の分野について基本的に年一回行われる。専門委員会：(1)物品の貿易(2)原産地規則及び税関(3)衛生植物検疫措置(4)貿易の技術的障害(5)サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引(6)政府調達(7)知的財産(8)貿易及び持続可能な開発(9)規制に関する協力 作業部会：(1)ぶどう酒(2)自動車及び部品(3)農業分野における協力(4)貿易及び女性の経済的エンパワメント)

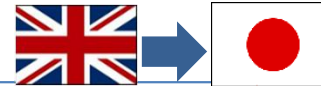
主要内容 ～日EU・EPAの成果を踏まえつつ、先進的なルールも新設～

主要内容: 物品貿易

日本産品の英国市場へのアクセス



英国産品の日本市場へのアクセス



全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用(いわゆる「キャッチアップ」)。(例)乗用車:日EU・EPAと同様に2026年に撤廃。

全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用(いわゆる「キャッチアップ」)。

- 工業製品
- ✓ 100%の関税撤廃。
- ✓ 日EU・EPAで獲得した即時撤廃を維持。
- ✓ 追加的に鉄道車両・自動車部品等の即時撤廃を確保。
- 農林水産品等
- ✓ 主要な輸出関心品目について関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持。
- ✓ 輸入規制の撤廃(日本ワイン)や農産品・酒類GI(地理的表示)の保護を維持、全ての酒類の関税の即時撤廃を継続。

- 農林水産品
- ✓ 日EU・EPAの範囲内。
- 新たな関税割当ては設定せず^(※)。
- 日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下で同じ内容のセーフガードを措置。

(※)日EU・EPAの関税割当てに利用残が生じた場合に限り、それを活用できる仕組みを設定。

- 工業製品
- ✓ 100%の関税撤廃(日EU・EPAで即時撤廃したものを同様に即時撤廃)。

主要内容: ルール分野

- 原産地規則
- ✓ EU原産材料・生産を本協定上の原産材料・生産とみなすことを規定。
- ✓ 工作機械、繊維、自動車部品等の一部については品目別規則を日EU・EPAよりも緩和。
- 電子商取引・金融サービス
- ✓ 情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求禁止等を規定。ソースコード開示要求の禁止の対象にアルゴリズムを追加。
- ✓ 金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の設置要求の禁止を規定。
- 競争政策
- ✓ 日EU・EPAの内容を維持しつつ、消費者保護に係る規定を追加。
- ジェンダー(貿易及び女性の経済的エンパワーメント)
- ✓ 女性による国内経済及び世界経済への衡平な参加の機会の増大の重要性を認めること等を規定。